

北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、地域住民等を主体とした団体が人材育成、有害鳥獣被害の抑止又は森林の適正な保全管理を目的として行う市内の作業道（以下「作業道」という。）又は市内の森林の整備活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、3名以上で構成されている組織とする。

#### (補助事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 作業道刈払事業（作業道における雑草の除去等の活動をいう。）
- (2) 作業道路面整備活動事業（作業道における敷砂利等の活動をいう。）
- (3) 里山林整備事業（市内の居住地近くにある山林において、枯損木及び生育不良木の除去並びに集積及び処理等の活動をいう。）
- (4) 森林整備作業研修開催事業（森林整備技術及び知識を習得する研修会を市内で開催することをいう。）

#### (補助金の額等)

第4 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる事業区分に応じ、同表右欄に定める交付単価に、活動距離又は活動面積を乗じた額とする。ただし、第3第4号の補助事業については、別表第2のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において別表第1の左欄に掲げる事業区分に応じ、同一の作業道又は同一の箇所につき1回とする。ただし、第3第4号の補助事業については、同一年度内において同一の補助対象者につき5回までとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7 第6の規定による交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第9 市長は、第8の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消にかかる補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(事業実施期間)

第10 事業実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第4関係)

| 事業区分    | 交付単価                |
|---------|---------------------|
| 作業道刈払事業 | 活動距離100メートル毎に5,500円 |

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 作業道路面整備活動事業 | 活動距離 1メートル毎に1,000円 |
| 里山林整備事業     | 活動面積10アール毎に16,000円 |

別表第2（第4関係）

| 事業区分                 | 補助対象経費   | 補助金の額   |
|----------------------|--|---|
| 森林整備<br>作業研修<br>開催事業 | 講師等の謝礼及び旅費、資材費、消耗品費、資料印刷費、機材借上料、燃料費、傷害保険料、委託料その他の森林整備技術及び知識を習得する研修会の開催に要する経費 | 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）とし、1回あたり50,000円を上限とする。 |

様式第1号（第5関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付申請書

年度において、北上市作業道等保全管理支援事業補助金の交付を受けたいので、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第2号（第5関係）

事業計画書

- 1 事業の内容及び経費の配分
  
- 2 事業着手（着工）予定年月日  
令和 年 月 日
  
- 3 事業完成（完了）予定年月日  
令和 年 月 日
  
- 4 その他

様式第3号（第6関係）

北上市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者名

北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付申請に対し、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金 円

様式第4号（第7関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で補助金交付決定のあった北上市作業道等保全管理支援事業補助金について、その事業が完了したので、北上市作業道等保全管理支援事業補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

様式第5号（第7関係）

事業実績書

1 事業の内容及び経費の配分

2 事業着手（着工）年月日

令和 年 月 日

3 事業完成（完了）年月日

令和 年 月 日

4 その他